

安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱

令和 2 年（2020 年）7 月 2 日もの第 567 号

（趣旨）

第 1 条 知事は、本県においてものづくりに携わる中小企業者（以下「ものづくり事業者」という。）が 3 密状態の解消やテレワーク環境の整備等の取組を推進することにより、新型コロナウイルス感染症流行下における事業の継続を図るため、ものづくり事業者が実施する安心快適ファクトリー創造事業（以下「事業」という。）の実施に要する費用に対し、予算の範囲内において安心快適ファクトリー創造事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年（1955 年）法律第 179 号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年（1955 年）政令第 255 号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年（1978 年）佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくりとは、総務省日本標準産業分類における「大分類 E 製造業」又はその他知事が認める業務を行う事業所をいう。
- (2) 中小企業者とは、中小企業支援法（昭和 38 年（1963 年）法律第 147 号）第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号のいずれかに該当する者をいう。
- (3) 補助事業とは、知事がものづくり事業者から提出を受けた計画の内容に基づき事業の実施が適当であると認めた事業をいう。
- (4) 補助対象者とは、本事業の対象として認められる事業者をいう。
- (5) 補助事業者とは、補助事業を実施する補助対象者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 前条第 4 号に規定した補助対象者は、佐賀県内において生産や研究開発等の事業又は業務を行っているものづくり事業者とする。ただし、以下のいずれかに該当するものづくり事業者は、補助対象者から除外する。

- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業は、新型コロナウイルス感染症対策を目的として実施する以下に掲げる取組とする。

- (1) 生産設備のレイアウト変更や自動化装置の導入等、3密状態を解消するために取り組む設備投資や環境整備
- (2) 適切な人員配置や省人化に取り組むための設備投資や環境整備
- (3) テレワークの実施及び事務、経理等の電子化に取り組むために導入するシステム等の設備投資や環境整備

（補助金の補助率及び補助上限額並びに補助対象経費）

第5条 補助金の補助率及び補助上限額は、次表のとおりとする。

補助率	補助上限額
補助対象経費の3分の2以内。 ただし、知事が別に定める実施要領において規定した条件のいずれかを満たすとき、補助率は補助対象経費の4分の3以内とする（以下、「補助率の特例」という。）。	金 3,000,000 円

- 2 補助対象経費は、知事が別に定める実施要領に従う。
- 3 本事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年（2012年）法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言の発令日（令和2年（2020年）4月7日）以降で交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助対象経費とする（以下「遡及適用の特例」という。）。
- 4 補助対象者は、国若しくは地方自治体又は民間団体等に対して、委託事業の受託又は補助金の交付決定を受けているとき、当該事業において対象経費とされているものについては、本補助金の補助対象経費とすることはできない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合において、規則第3条に規定する補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 令和2年(2020年)4月7日以降に事業を実施し交付申請前に事業が完了している者
 - ア 補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
 - イ その他知事が別に定める実施要領に規定する資料
- (2) 令和2年(2020年)4月7日以降に事業を実施し交付申請前に事業が完了していない者又は交付決定日以降に事業を開始する者
 - ア 補助金交付申請書(様式第2号)
 - イ その他知事が別に定める実施要領に規定する資料

2 前項第1号の補助金交付申請書兼実績報告書又は第2号の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

3 補助対象者は、第1項の申請をしようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年(1988年)法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年(1950年)法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、その旨を補助対象者に通知する。

2 知事は、前項において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて交付決定をすることができる。

3 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、知事が別に定める実施要領に規定があるときはその規定に従うこと。

- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約等については、佐賀県ローカル発注促進要領（平成 24 年（2012 年）10 月 9 日付け）のとおり、県内企業と契約するように努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の次年度から 5 年間保管すること。
- 2 前項第 2 号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第 3 号のとおりとする。
 - 3 第 1 項第 4 号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止又は廃止の承認申請書は、様式第 4 号又は様式第 5 号のとおりとする。

（遡及適用における額の確定）

第 9 条 知事は、第 6 条第 1 項第 1 号の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があり、第 7 条の規定により交付決定を行ったときは、速やかに額の確定を行い、その旨を補助事業者へに通知する。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 7 条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から 20 日間とする。

- 2 前項の取下げに関する届出書は、様式第 6 号のとおりとする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条第 1 項に規定する実績報告書は、様式第 7 号のとおりとする。ただし、第 6 条第 1 項第 1 号に規定した補助金交付申請書兼実績報告書は、本項及び第 2 項の対象から除く。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後 1 か月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度 2 月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。ただし、2 月末日が土曜日、日曜日又は祝日である場合は、直前の開庁日を提出期限とする。
- 3 第 6 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第 6 条第 3 項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 8 号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第 12 条 知事は、規則第 16 条の規定により、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定から相当の期間を経過しても補助事業に着手しないとき
- (3) 補助事業の完了の前に補助事業を中止又は廃止したとき
- (4) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をしたとき
- (5) 補助金を他の用途へ使用したとき
- (6) 補助事業者について第 3 条第 2 項各号及び第 3 項の規定に該当すると判明したとき
- (7) その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法、令、規則、本要綱又は知事の命令、処分若しくは指示に違反したとき

2 知事は、前項により取消しの決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知するものとする。

3 第 1 項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(補助金の交付)

第 13 条 規則第 15 条第 1 項に規定する補助金交付請求書は、様式第 9 号のとおりとする。

(財産処分の制限)

第 14 条 補助事業者は、補助金により取得した財産の処分の制限に関し、「ものづくり産業課が所管する補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(平成 31 年 (2019 年) 3 月 8 日付けもの第 2701 号) の規定に従わなければならない。

2 補助事業者は、補助金により取得した財産について、補助事業者が補助目的に合致した生産転用を行うときは、前項に規定した手続きを要しないものとする。

3 補助事業者は、補助事業による取得した財産の処分について、前項に該当しない場合は、事案が判明しだい速やかに知事に報告し、協議しなければならない。

(報告)

第 15 条 補助事業者は、事業の実施において次の各号のいずれかに該当する場合には速やかに知事に報告するものとする。

- (1) 事業者の名称の変更及び住所 (所在地)、代表者の変更を行ったとき
- (2) 知事が特に必要と認める事項について報告を依頼したとき

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付等について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年（2020年）7月2日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住 所 〒
佐賀県

企業名

代表者役職・氏名 ㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付申請書兼実績報告書

（和暦又は西暦）年度において、下記のとおり安心快適ファクトリー創造事業を実施したいので、安心快適ファクトリー創造事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 誓約書（様式第1号別紙）
- 2 補助事業計画書兼実績報告書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第1号）
- 3 事業経費実績書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第2号）

様式第1号別紙

誓 約 書

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

□ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年（1991年）法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

年 月 日

申請者

住 所 〒

企業名・代表者役職

(ふりがな)

氏 名

㊟

生年月日

年

月

日

(○) 申請に当たっては、上記の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報は、安心快適ファクトリー創造事業に係る事務の目的を達成するため及び上記の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

様式第2号（第6条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者

住 所 〒
佐賀県

企業名

代表者役職・氏名 ㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付申請書

（和暦又は西暦）年度において、下記のとおり安心快適ファクトリー創造事業を実施したいので、安心快適ファクトリー創造事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 誓約書（様式第1号別紙）
- 2 補助事業計画書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第3号）
- 3 事業経費積算書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第4号）

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金変更承認申請書

（和暦又は西暦） 年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった安心快適ファクトリー創造事業費補助金について、別紙に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更補助事業計画書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第5号）
- 2 変更事業経費積算書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第6号）

【注意】 1. 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金中止承認申請書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった安心快適ファクトリー創造事業費補助金について、以下の理由により事業を中止したいので、佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止する事業計画
- 2 事業を中止する理由
- 3 事業を中止する期間

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金廃止承認申請書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった安心快適ファクトリー創造事業費補助金について、以下の理由により事業を廃止したいので、佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 廃止する事業計画
- 2 事業を廃止する理由
- 3 事業を廃止する時期

様式第6号（第10条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金取下げ届出書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知があった安心快適ファクトリー創造事業費補助金について、佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定に基づき、交付申請を取り下げますので届け出ます。

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金実績報告書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により補助金交付決定の通知〔があり、
（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により変更交付決定の通知〕があった安心
快適ファクトリー創造事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助
金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を
添えて報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第7号）
- 2 事業経費実績書（安心快適ファクトリー創造事業実施要領様式第2号）

※ 【提出時削除】複数回変更交付決定を受けている場合は、変更交付決定の日及び文書番号を列記すること。

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

補助事業者

住 所 〒

佐賀県

企業名

代表者役職・氏名

㊟

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金における消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号により確定通知があった（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金について、消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定しましたので、安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（佐賀県知事が額の確定通知書により通知した額）
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
円
- 5 添付資料

「補助金の確定時における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額」の積算内訳

様式第9号（第13条関係）

（番号）
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

請求者

住 所 〒
佐賀県

企業名

代表者役職・氏名 ④

（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付請求書

（和暦又は西暦）年 月 日付けもの第 号で確定通知があった（和暦又は西暦）年度安心快適ファクトリー創造事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び安心快適ファクトリー創造事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額 金 円

金融機関名

支店名

口座種別・口座番号

口座名義人（フリガナ）

口座名義人